

第 8 2 号議案

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の制定について

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
を別紙のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正
に伴い、特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとする
もの。

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、市が管理する特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合における移動等円滑化基準を定めるものとする。

(園路及び広場)

第2条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の

特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設す

る場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第10条までの規定により設けられた特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条第2項、第8条及び第9条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第3条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第7条第2項、第8条及び第9条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等

が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第8条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第9条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第7条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は，不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する標識について準用する。

第12条 第2条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は，そのうち1以上は，第2条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第13条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については，この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例要綱

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、市が管理する特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合における移動等円滑化基準を定める。(第1条関係)
- (2) 特定公園施設の構造の技術的基準を次のとおり定める。

項 目	内 容
園路及び広場 (第2条関係)	<p>(1) 出入口</p> <p>ア 幅 120cm以上(90cm以上)</p> <p>イ 車止めの間隔 90cm以上</p> <p>ウ 出入口に確保する水平距離 150cm以上(※)</p> <p>エ 傾斜路を設ける場合を除き、段差を設けない</p> <p>(2) 通路</p> <p>ア 幅 180cm以上(通路の末端及び50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅120cm以上)</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合を除き、段差を設けない</p> <p>ウ 縦断勾配 5%以下(8%以下)</p> <p>エ 横断勾配 1%以下(2%以下)</p> <p>オ 路面 滑りにくい仕上げ</p> <p>(3) 階段(踊場を含む。)</p> <p>ア 手すり 両側に設置(※)</p> <p>イ 手すりの端部 階段の通ずる場所を示す点字を貼り付け</p> <p>ウ 回り段 設けない(※)</p> <p>エ 踏面 滑りにくい仕上げ</p>

	<p>オ 構造 段鼻の突き出しなどのつまずきの原因となるものが設けられていない構造</p> <p>カ 階段の両側 立ち上がり部を設置 (※)</p> <p>(4) 階段を設ける場合は, 傾斜路を併設 (困難である場合は, エレベーター, エスカレーターなどを設ける。)</p> <p>(5) 傾斜路 (階段又は段に代わり, 又はこれに併設するものに限る。)</p> <p>ア 幅 120 cm以上。ただし, 階段又は段に併設する場合は, 90 cm以上</p> <p>イ 縦断勾配 8%以下</p> <p>ウ 横断勾配 設けない</p> <p>エ 路面 滑りにくい仕上げ</p> <p>オ 踊場 高さが75 cmを超える場合は, 高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上</p> <p>カ 手すり 両側に設置 (※)</p> <p>キ 傾斜路の両側 立ち上がり部を設置 (※)</p> <p>(6) 転落を防止するための設備 柵, 視覚障害者誘導用ブロック等を設置</p> <p>(7) 他の特定公園施設のうち, それぞれ1以上及び主要な公園施設に接続していること。</p>
<p>屋根付広場 (第3条関係)</p>	<p>(1) 出入口</p> <p>ア 幅 120 cm以上 (80 cm以上)</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合を除き, 段差を設けない</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保</p>
<p>休憩所及び管理事務所 (第4条関係)</p>	<p>(1) 出入口</p> <p>ア 幅 120 cm以上 (80 cm以上)</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合を除き, 段差を設けない</p> <p>ウ 戸を設ける場合</p> <p>(ア) 幅 80 cm以上</p> <p>(イ) 容易に開閉して通過できる構造のもの</p> <p>(2) カウンターの構造 車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし, 常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合を除く。</p> <p>(3) 施設の広さ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さの確保</p> <p>(4) 施設内に設置する便所の構造 「便所」の基準に適合するもの</p>
<p>野外劇場及び野外音楽堂 (第5条関係)</p>	<p>1 野外劇場及び野外音楽堂の適合基準</p> <p>(1) 出入口</p> <p>ア 幅 120 cm以上 (80 cm以上)</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合を除き, 段差を設けない</p> <p>(2) 出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路</p>

	<p>ア 幅 120cm以上（通路の末端の付近に車椅子の転回に支障のない広さを確保した上で、幅を80cm以上）</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合を除き、段差を設けない</p> <p>ウ 縦断勾配 5%以下（8%以下）</p> <p>エ 横断勾配 1%以下（2%以下）</p> <p>オ 路面 滑りにくい仕上げ</p> <p>カ 転落を防止するための設備 柵、視覚障害者誘導用ブロック等を設置</p> <p>(3) 車椅子使用者用の観覧スペースの設置数</p> <p>ア 収容定員が200以下 収容定員に50分の1を乗じて得た数以上</p> <p>イ 収容定員が200を超え 収容定員に100分の1を乗じて得た数+2以上</p> <p>(4) 施設内に設置する便所の構造 「便所」の基準に適合するもの</p> <p>2 車椅子使用者用観覧スペースの適合基準</p> <p>(1) 幅 90cm以上, 奥行 120cm以上</p> <p>(2) 段差 設けない</p> <p>(3) 転落を防止するための設備 柵、視覚障害者誘導用ブロック等を設置</p>
<p>駐車場 (第6条関係)</p>	<p>1 車椅子使用者用の駐車施設の設置数（自動二輪車のための駐車場は除く。）</p> <p>(1) 全駐車台数200以下 駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上</p> <p>(2) 全駐車台数200を超え 駐車台数に100分の1を乗じて得た数+2以上</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設の適合基準</p> <p>(1) 幅 350cm以上</p> <p>(2) 表示 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に表示</p>
<p>便所（第7条から第9条まで関係）</p>	<p>1 便所の適合基準</p> <p>(1) 床面 滑りにくい仕上げ</p> <p>(2) 男子用小便器 手すりを設けた床置き式小便器又は壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下）などを設置</p> <p>2 公園内に便所を設置する際の多機能便所の設置数 次の便所を1以上</p> <p>(1) 多機能便所を設置した便所</p> <p>(2) 多機能便所が独立した便所</p> <p>3 多機能便所を設置した便所及び多機能便所が独立した便所の適合基準</p> <p>(1) 出入口</p> <p>ア 幅 80cm以上</p> <p>イ 傾斜路を設ける場合を除き、段差を設けない</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有す</p>

	<p>る便房が設けられていることを表示する標識を設置 エ 戸を設ける場合</p> <p>(ア) 幅 80cm以上 (イ) 容易に開閉して通過できる構造</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保 (3) 便房には、腰掛便座、手すり及び水洗器具を設置</p>
水飲場及び手洗場 (第10条関係)	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
掲示板及び標識 (第11条及び 第12条関係)	<p>1 掲示板及び標識</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 (2) 内容が容易に識別できる表示</p> <p>2 特定公園施設の配置を表示した標識 そのうち1以上は、園路及び広場の出入口の付近に設置</p>

() 内は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合の基準

(※) は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、基準どおり適用しないことができる。

- (3) 災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の基準を適用しないことができる。(第13条関係)

3 施行期日

平成25年4月1日

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

(公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は，特定公園施設の新設，増設又は改築を行うときは，当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を，移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては，主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は，主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
(第3項から第5項まで省略)